

平成27年度 当初予算 編成方針

平成26年10月14日

1 予算編成にあたって

内閣府が9月に発表した4月から6月期の国内総生産改定値は、実質GDPで前期比1.8%の減、2四半期ぶりのマイナス成長となった。

また、9月の月例経済報告によると、基調判断は「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」としているものの、先行きについては「駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある。」として、今後の景気の動向は見極め難い状況となっている。

政府は、6月24日に「経済財政運営と改革の基本方針2014」(骨太の方針)とアベノミクスの成長戦略である「日本再興戦略改訂2014」を閣議決定し、デフレからの脱却と経済再生への道筋を確かなものとする取り組みを進めるとともに、絶え間なくイノベーションが起こり高付加価値の財・サービスを生み出し、成長する経済を目指すとしている。

また、7月25日に閣議了解された「平成27年度予算の概算要求基準」では、人口減対策や地域活性化など成長戦略の取り組みを重点化するため「新しい日本のための優先課題推進枠」が設けられ、平成27年度一般会計予算概算要求額は過去最大の101兆6,806億円、特別枠の要求額も3兆8,758億円となったが、9月に新設された地方創生担当大臣のもと、地方創生関連予算の見直しが行われる見通しとなっている。

消費税率の引上げや成長戦略で掲げている法人実効税率の引下げ、さらに法人住民税の一部国税化については、市の予算に与える直接的な影響が大きいことから、情報収集に努め、十分留意する必要がある。

2 平成27年度予算編成の基本方針

平成27年度は、第一次総合計画の最終年度であり、基本構想に掲げるまちづくり基本理念の集大成を図るとともに、次なる第二次総合計画の策定をも念頭に置いた予算編成を行う必要がある。また、市長マニフェストに掲げる各種施策、市民生活に直結する事業の着実な推進を図るとともに、北陸新幹線金沢延伸、2016NHK大河ドラマ「真田丸」の放送決定、サントミュージゼの開館など市政発展の好機を捉え、市政の新たな施策にも果敢に取り組むこととする。

一方、多様化、高度化する行財政需要に的確に対応していくためには、限られた財源を真に必要な施策へ効率的、効果的に配分していく必要があり、『事業の着実な推進と健全財政の両立』を図る取り組みが必要である。

当市では、新市建設のために実施してきた多くの事業や集中的に取り組んできている耐震化事業の実施による市債の発行により、25年度末から市債残高が上昇に転じており、今後公債費負担の増加が見込まれている。また、平成28年度からは普通交付税合併算定替の段階的縮減も始まり、より慎重な財政運営が必要であることから、予算要求に当たっては、選択と集中の視点に立ち、各事業の必要性、適正規模について、十分な精査を行うこととする。

また、国の動向等については、平成26年中に判断するとされている「消費税率10%への改定」や、子ども・子育て支援新制度の導入をはじめとする「社会保障制度の改革」の行方に十分留意するとともに、今後国の予算編成や税制改正、地方財政計画の動向等を注視し、平成27年度予算に的確に反映していくものとする。

(1) 重点分野

平成27年度においては、「けんこうとし健(康)幸(福)都市」の実現に向け、実施計画登載事業のほか、市政の重要課題として次に掲げる10の分野について「重点分野」とし、これを具体化する事業に重点的に財源配分を行うものとする。

【重点10分野】

- 安全・安心のまちづくり
- 地域経済の活性化(産業振興、中心市街地の活性化など)
- 文化(の薫る)創造都市づくり
- 地域医療の更なる充実、健康・福祉の増進
- 循環型社会の形成(資源循環型施設建設に向けた取組、再資源化・ごみ減量化など)
- 未来を担う子どもたちの教育環境等の整備(小・中学校耐震化、保育施設の整備など)
- 自然環境の保全(自然エネルギーの利用、水・森林の保全など)
- 子ども・子育て支援
- 参加と協働による住民自治の推進(地域内分権の推進など)
- 交流・定住の推進(定住自立圏、シティプロモーション推進など)

(2) 指定事業

上記重点分野のほか、直面する市政課題について重点的な取組を平成25年度から平成27年度までの3ヵ年で進めている次の事業について、一般会計の予算要求の状況及び歳入見込を考慮の上、指定事業として財源配分に配慮する。

事業計画期間の3年目となる平成27年度を一区切りとし、事業完了が見込める事業を対象とする。(財政課指定の事業概要調書を添付のこと。)

なお、今後も、市政課題を見極める中で、指定事業のような選択と集中による予算編成の仕組みの検討を行うものとする。

① 地域予算事業

地域の課題を地域で解決できる仕組みを財政面からも支援する。平成27年度は、地域内分権第4ステージの第2ステップ初年度となり、地域づくり交付金の制度設計及び交付金化へと発展させていく大切な時期であることから、地域の活性化、魅力ある地域づくりを实践する「地域予算事業」のさらなる拡大及び積極的な実施を図る。

地域予算事業は、次の条件を満たすものとする。

- ・ 実施計画要求基準を満たさないものとする。(総事業費が1億円未満又は単年度事業費が5,000万円未満のもの。)また、地域振興事業基金(持寄基金)の活用を図る。
- ・ 新規事業として要求するもの。(平成24年度以前からの継続事業は指定事業から除く。)

② 各種施設の適切な維持管理を進める事業

次の条件を満たすものとする。

- ・ 公共施設のうち向こう10年以内に施設の統廃合等の計画のないもの。
- ・ 実施計画要求基準を満たさないもの。
- ・ コンピュータ等のシステム改修事業でないもの。

③ 市有財産等を有効に活用する事業

市有の未利用財産(土地・建物)等の処分、あるいは利活用を図る事業。

次の条件を満たすものとする。

- ・ 実施計画要求基準を満たさないもの。

(3) 国の動向等、情勢変化への的確な対応

国の予算編成や地方財政計画、社会保障と税の一体改革や消費税率改正等の制度改正の動向について情報を収集し、迅速かつ的確な対応を図る。

また、国では、人口減少対策と地方活性化を進める「地方創生」に向け、省庁横断的に総合的な施策を進める「まち・ひと・しごと創生本部」を発足させ、9月末の臨時閣議において、地方創生の基本理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法案」と地域の個性や魅力を生かすため、自治体自らが新たな支援策を首相に提案する仕組みの創設などを盛り込んだ「地域再生法改正案」を決定し、臨時国会へ提出している。

今後、これらの動向を注視するとともに、「上田らしさ」や「上田地域の魅力」を活かした地域活性化策の実施について、上田圏域はもちろん、県内外まで広げた連携も含め十分な検討を行い、制度の有効活用を図っていく必要がある。

(4) 将来を見据えた持続可能な財源構造の確立

① 将来負担の軽減に向けた取組

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、平成19年度～25年度決算において各指標とも早期健全化基準を下回り、県内他市の比較でも中位に位置している。しかしながら、ここ数年における事業の実施に伴い今後公債費が増加し、償還のピークは平成29年度、平成30年度と見込まれることから財政の硬直化に留意するとともに、起債事業は事業費の精査を行い、特定財源の確保、基金の活用等により可能な限り新規発行額を抑制し、将来の公債費負担の縮減に努めるものとする。

また、平成28年度以降を対象とした新市建設計画の見直しにおいても、中・長期的な財政見通しに基づいた計画的な市政経営が求められる。見直し作業を進める中で、持続的に発展可能な財政基盤の構築を図る計画作りを進めていくためには、地方交付税の合併算定替による特例部分の縮減が大きな影響を及ぼすことから、財政規模に見合った事業の選択と集中を進めていく必要がある。

土地開発公社については、保有土地の公共事業での利活用を検討し、公社の経営状況にも留意しながら、中長期的な視点に立って将来負担の軽減を図るものとする。

② 歳入の確保

- (ア) 国、県はじめ外郭団体などの補助制度を最大限活用するとともに、ふるさと寄附金の誘導、民間資金の導入の検討を行うなど可能な限り特定財源の確保に努める。なお、国、県支出金の削減による市の肩代わり(市単独事業としての実施)は、原則として行わないこととする。国、県の制度改正等の情報収集に努め、予算編成後に財源不足が生じることのないよう留意すること。
- (イ) 負担金、使用料及び手数料等については、常に見直しに努め、行政サービスによる受益に見合った負担の適正化を図る。また、過剰な収入見込みは、結果として一般財源を逼迫させることにつながることから、経年実績などを元に十分な精査を行うこと。なお、消費税率が改定された場合、使用料等については、転嫁を原則としつつ、見直しを進める。
- (ウ) 市税等の収納については目標数値達成の取組を強化するとともに、遊休財産はこれを処分し、収入の確保を図る。
- (エ) 充当可能基金がある場合には、積極的に基金の活用を努めること。

③ 合併算定替終了による交付税縮減に伴う既存事業の見直し

- (ア) 平成28年度以降、合併算定替による特例部分について順次縮減がされ、平成33年度以降は現在に比べ22億円余の普通交付税の減少が見込まれる。

これは、一時的な減少ではなく、恒常的な減少であることから、事業の目的や効果を厳しく見極め、既存事業の抜本的な見直しを行うなど、新規事業の実施にあたっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。

- (イ) 既存事業については、引き続き施策の見直しや再構築を図るとともに、経費の見積に当たっては、決算状況等、実績を精査し要求をすること。また、目的を達成した事業、行政効果の薄い事業などは積極的に廃止、縮小を徹底し、経費の節減、合理化を図ること。
- (ウ) 各種補助金については、状況の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率・補助限度額等の適正化の観点から、個々の事業ごとに十分な精査と検証を行い、見直しを行うこと。

また、未整備となっている交付要綱等については、早急に対応することはもちろんのこと、補助対象経費についても、再度精査することとし、補助金の公益性、有効性、公平性、公正性、適格性及び透明性を確保し、市民の理解を十分に得られる基準として整備すること。